

倒産・解雇・雇い止めによる離職をされた方は、国民健康保険税が軽減されます。

■ 対象者 平成 21 年 3 月 31 日以降に離職された方で、次のいずれかに該当する方

(1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）

(2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）

■ 確認方法 「雇用保険受給資格者証」は、公共職業安定所から本人に交付されるものです。その資格者証に記載している「12. 離職理由」コードが、下記の対象となる理由コードであれば、対象となります。

	対象となる理由コード
特定受給資格者	「11」「12」「21」「22」「31」「32」
特定理由離職者	「23」「33」「34」

ただし、「特例受給資格者証」及び「高齢受給資格者証」の方は、軽減制度の対象となりませんので、ご注意ください。

■ 軽減内容 国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、対象者の前年の給与所得に $30/100$ を乗じて計算します。

【例：世帯主、妻、子ども 2 人の世帯の場合】

前年中の収入 ～ 世帯主：給与収入 3,200,000 円（給与所得 2,060,000 円）

妻・子ども：収入無し

	課税の対象となる額	年税額
軽減される前	2,060,000 円	332,000 円
軽減の対象となった場合	618,000 円 $(2,060,000 \text{ 円} \times 30/100)$	115,000 円

注：上記の場合はあくまでも例ですので、詳しくはお問い合わせください。

■ 軽減期間 離職日の翌日から翌年度末までの期間

* 雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。

* 国民健康保険の加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

■ 申請時に必要なもの 雇用保険受給資格者証、印鑑

■ 申請受付窓口 課税課市民税係または各振興局

詳しくは、課税課市民税係または各振興局までお問い合わせください。